

会計監査人の選解任等に関する議案の内容の 決定権行使に関する監査役の対応指針

平成 2 7 年 3 月 5 日

公益社団法人日本監査役協会

会計委員会

会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する 監査役の対応指針

平成 27 年 3 月 5 日
公益社団法人日本監査役協会

第 1 経緯

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号）」（以下、「改正会社法」という）により、株主総会に提出する会計監査人の「選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこと」（以下、「選解任等」という）に関する議案の内容は、監査役又は監査役会（以下、「監査役」という）が決定することとなった（改正会社法第 344 条）。

この改正は、会計監査人の選解任等の株主総会議案及び報酬等について、会計監査人による監査を受ける立場にある取締役（会）が決定する仕組みは、会計監査人の独立性確保の観点から問題があるため、会計監査人の選解任等の議案決定権を監査役又は監査委員会に付与すべきとの指摘を受けたことによる¹。なお、委員会設置会社（改正会社法では、指名委員会等設置会社に変更された）における監査委員会は、既に会社法改正前から、議案決定権を付与されているほか、新たに設けられた監査等委員会設置会社における監査等委員会も決定権を付与されている（会社法第 399 条の 2 第 3 項第 2 号）。

報酬等の決定権については、法制審議会会社法制部会での審議において、財務にかかわる経営判断と密接に関連するものであること、監査役及び監査委員会がその職務として当該同意権を適切に行使することにより会計監査人の独立性を確保することができること等²の理由から、従来どおり監査役及び監査委員会には同意権のみ認められることとされている（新たに設けられた監査等委員会も同様に同意権のみ認められている）。

第 2 本指針の趣旨及び位置付け

本指針は、監査役に会計監査人の選解任等の議案決定権が付与されたことを受けて、法改正の趣旨を踏まえ、監査役としての会計監査人の選解任等の議案決定権行使に対する考え方及び実務対応を示すものである。

また、当協会からは、会計監査人の選解任等の議案決定及び報酬等の同意に関連するものとして、本指針のほか、以下の基準・指針等を公表している。

まず、監査役の監査にあたっての基準及び基本的な行動の指針を定めた「監査役監査基準」がある。また、会計監査人との相互連携のあり方を示し、情報交換すべき具体的な連携の方法・時期等を定めた「会計監査人との連携に関する実務指針」、

1 「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室 平成 23 年 12 月）

2 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅱ〕」旬刊商事法務 1976 号 5 頁（2012）

法令及び各種の指針及び実務の実態を踏まえて監査役監査の実施事項を詳細にまとめた「監査役監査実施要領」が存在する³。会計監査人の選解任等の議案決定権行使の実務に際しては、本指針のほかこれらの基準・指針等を併せて参照されたい⁴。

なお、本対応指針の末尾に参考資料2として実務事例を記載しているが、それぞれの会社を取り巻く環境は異なっており、当該実務事例を参考に各社の実態に即した実務対応策が策定されることを望むものである。

第3 選解任等の議案決定権行使に関する監査役の対応

1 会計監査人の選解任等の議案決定権に関する監査役の法的責任について

監査役の法的責任は、議案決定権が付与されることによって、大きく変化するものではない。会社法改正前においても、監査役は、会計監査人の選解任等の議案同意権及び株主総会議題提案権、選任議案提出請求権が与えられており、その権限を適切に行行使するためには、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を評価し、選解任等の議案同意や再任の適否を判断しなければならないからである。

ただし、同意権から決定権に移行した結果、監査役が、株主総会に提出する議案の内容を決定することになるため、監査役は、議案決定権行使にあたって、より主体的に取り組み、判断しなければならない。また、判断のプロセス及び理由について、監査役は、株主総会で株主からの求めに応じて説明を行う必要がある。

2 議案決定権行使の際の監査役の留意点

(1) 経営執行部門との連携にあたっての留意点

前述のとおり、監査役は、会計監査人の選解任等の議案決定及び再任に関して、より主体的に取り組み、判断しなければならない。

判断にあたって、監査役は、会計監査人についての情報を有している経営執行部門（経理・財務部門）の検討プロセス及びその結果を踏まえ、（従来の取締役会に替わって）会計監査人の選解任等の議案決定権を行使する⁵。

したがって、監査役が、議案決定権を適正に行行使（判断）するためには、経営執行部門との連携がこれまで以上に重要となる。

具体的な実務としては、監査役は、会計監査人の選解任等の議案決定に際して、経営執行部門から会計監査人の選任候補案を受領することが考えられる。また、経営執行部門からの推薦の有無にかかわらず、会計監査人の選任候補に関して、公認会計士又は監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬

3 これらの指針は、日本監査役協会で平成22年4月8日に取りまとめた「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」に基づいた記述がなされている。

4 なお、今回の会社法改正を受けて、「監査役監査基準」、「会計監査人との連携に関する実務指針」、「監査役監査実施要領」等は、順次改定する予定。

5 監査役は、執行部門と連携して会社として会計監査人選任議案の内容を決定するのであり、必要な情報を全て監査役として独自に調査・収集することまでは求められていない。

の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第 131 条）等について、経営執行部門から事前に十分な報告を受けるとともに、経営執行部門において適切な検討プロセスを経ているか確認する必要がある。

監査役は、その職務を適切に遂行するために、取締役・使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。その場合に、取締役又は取締役会は、監査役の職務執行のために必要な体制の整備に努めなければならない（会社法施行規則第 105 条第 2 項）。そのため、監査役としては、平素より、経営執行部門に対し、会計監査人の選解任等の議案決定権の行使に関して、より一層、連携を図ることの必要性及び重要性を認識させることが重要である⁶。

（２）会計監査人の監査活動の適切性・妥当性の評価にあたっての留意点

監査役は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価しなければならない。

監査活動の適切性・妥当性の評価にあたって、監査役は、前述のとおり、経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価する。公開会社においては、事業報告に記載している「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」の内容も再任・不再任の判断基準となる^{7・8}。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討が必要である。

（３）会計監査人を再任する場合の留意点

会計監査人は、株主総会において、不再任の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（会社法第 338 条第 2 項）。

監査役は、会社法改正前においても会計監査人の不再任に関する議題提出請求権を有し、再任に相応しい監査活動を行っているかどうかを監視・検証する責務

6 経営執行部門から決定権の行使に必要な情報を得られない場合、監査役（会）が、独自に専門家等を起用して調査・検討を行うことも考えられるが、そもそも経営執行部門が任務懈怠により情報を提供しない場合、監査役（会）は、その状況の是正を取締役会に求めるべきである（是正されない場合は、監査報告への記載を検討することとなる）。また、代表取締役に対し、経営執行部門が監査役の指示に従わない場合は当該事態を是正する責務を負っていることを認識させることが重要である。

具体的には、監査役（会）は、事前に代表取締役との間で上記事項について文書化若しくは取締役会で認知させることにより、会計監査人の選解任等の議案決定権の行使に関する監査役（会）の指示の実効性を担保することが望ましい。

7 会計監査人の解任・不再任議案を提出する場合、同時に提出しなければならない新しい会計監査人の選任議案を決定するために要する期間にも留意する必要がある。株主総会の提出議案を決定する時期に判断したのでは、定時株主総会での不再任議案の提出は事実上できないため、不再任の可能性がある場合には、事業年度末までには判断しておく必要があるだろう。

8 会計監査人から辞任の申出があった場合、その背景には、監査に障害が生じている場合も多いことから、監査役は当該辞任の理由を確認して、会社側の対応に問題がなかったか検証することが必要である。

を負っている。そのため、監査役は、毎期、会計監査人の再任の適否について検討しなければならないとされていた。

さらに、会社法改正により、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移行することとなったことは、監査役に対し、従来の「同意」という受け身の姿勢から「自ら決定する」という主体的な判断が求められているといえ、会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、事業年度毎に、監視・検証し、再任の適否について判断しなければならない。

(4) 監査役における手続に関する留意点

監査役は、会計監査人の選解任等の議案決定及び再任について、プロセスを可視化し、記録として残しておくことが重要である。

監査役は、会計監査人の選解任等議案を決定する場合、審議の経過の要領と結果について、議事録等に記載し、会計監査人を再任する場合は、会計監査人の当該事業年度の監査活動の相当性の審議内容について、議事録等に記載する。また、取締役に対して議案の報告又は会計監査人を不再任とすることを株主総会の目的事項とはしない旨の連絡を行うべきである。

(5) 株主総会及び開示に関する留意点

①株主総会での説明について

決定権付与により、監査役は、会計監査人の選解任等の議案決定権の行使（再任の場合は不行使）について、株主に対して合理的な説明を行うことが求められることに留意が必要である。監査役は、株主から説明を求められたときは、議案決定権行使（または再任の判断）に至るプロセス及び理由について、合理的な説明を行うこととなる。

②「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」について

公開会社においては、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」が事業報告の開示事項となっている。事業報告は経営執行部門で準備すべきものであるが、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移行した結果、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」の策定は、監査役が行うことが自然である。具体的には、事業報告には、監査役が策定した方針が、経営執行部門を通じて記載されることとなる。

③「選解任等の議案の決定権及び報酬等の同意権の行使状況」の開示について

会計監査人の選解任等の議案を提出する場合には、会計監査人の候補者とした理由、若しくは会計監査人を解任又は不再任とする理由を株主総会参考書類に記載しなければならない（会社法施行規則第77条第3号、第81条第2号）。

また、監査役が会計監査人の報酬等に同意したときは、同意した理由を事業報

告に記載しなければならない（会社法施行規則第 126 条第 2 号）。これらは、経営執行部門を通じて株主総会参考書類若しくは事業報告に記載されることとなる。

以上

＜参考資料 1＞関連法令

（1） 会社法第 344 条（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

- 1 監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。
- 2 監査役が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもって」とする。
- 3 監査役会設置会社における第 1 項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

※ 会社法改正附則第 15 条（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定に関する経過措置）

施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続は、新会社法第 344 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

※ 会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成 27 年 5 月 1 日となった。
（会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 27 年 1 月 23 日政令第 16 号））

（2） 会社法第 338 条

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（3） 会社法施行規則第 77 条

取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 三 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

(4) 会社法施行規則第 81 条

取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由

※ 会社法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条第 5 項

施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

(5) 会社法施行規則第 126 条

株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあつては、第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が法第 399 条第 1 項の同意をした理由

※ 会社法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条第 6 項

施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。

＜参考資料２＞選解任等に関する議案の内容の決定に関する監査役の実務事例

I. 解任・不再任の決定方針について

公開会社は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を事業報告に記載しなければならない（会社法施行規則第 126 条第 4 号）ので、会計監査人の解任及び不再任の議案内容の決定権を持つ監査役が、その方針を定め経営執行部門を通じて事業報告に記載することとなる（方針を定めない場合は、定めていない旨を記載する）。また、本方針を定めた場合、事業報告にその方針が適切に記載されていることを確認する。

なお、従前の実務においては、解任・不再任の議案提出決定の要素として、下記の事項などが方針として記載されている。

- ①会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

また、解任の方針と、再任・不再任を別個に記載し、解任については上記①②等の理由を記載し、再任・不再任については上記③の要素や監査実施の有効性及び効率性等より幅広く記載をする例もある。

II. 3月決算会社における監査役の実務事例

＜ 再任する場合 ＞

第 1 事前の情報収集並びに分析・意見交換

1 実績のまとめ

- (1) 当期に監査役が実施した会計監査活動の整理をする。(～3月末)
 - 会計監査人監査の相当性判断のために、年間を通じて状況把握に努める。
 - ・ 会計監査人からの報告聴取、棚卸しの現場立会い、経理部門からの報告聴取、監査役に対する会計監査人の報告義務の履行状況の確認等を行う。
 - (2) 会計監査人の会計監査活動を把握する。(3月末～5月上旬)
 - ① 経理部門・内部監査部門等から、各部門が把握した会計監査に係る実績について十分な報告を受ける。
 - ・ 会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているか、企業グループの意向等にも留意する。
 - ② 会計監査人から監査実績について報告を受ける。
 - ③ 各報告を受け、当期における会計監査の問題点・課題を把握する。
- ※ 再任に疑念がある場合、株主総会の議案（不再任、新たな選任）の決定を

念頭に置き、できるだけ早期に対応する。

2 会計監査人の再任に関する情報収集・分析

- (1) 経営執行部門・会計監査人から報告を聴取し意見交換を行う。(～5月上旬)
 - ① 経理部門等の経営執行部門から、会計監査人再任に関する意見を聞き、意見交換をする。
 - ② 会計監査人から、以下の事項について説明を受け、意見交換を行う。
 - ・会計監査人が執行部門と協議した重要な事項
 - ・会計監査人の独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）
 - ・会計監査人の状況と監査体制（ローテーション、新年度の会計監査人の監査体制等及び、業務執行社員等の交代があるときは、当該交代の方針・選任の経緯等について説明を受け、引継ぎ状況について確認する）
- (2) 経営執行部門から会計監査人を不再任とすべきとの提案があった場合は、不再任の事由について、客観的かつ具体的に把握して、再任の可否を判断する。
(会計監査人の資質、監査体制、会計処理を巡る経営執行部門と会計監査人との意見の相違、監査報酬等について意見を聞く)

第2 再任に関する手続

1 監査役会における審議及び取締役会への通知（～5月中旬）

- 「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に照らし、また、当期に係る会計監査人監査の相当性の確認を踏まえ、監査役会として再任するか否かを審議の上で決定し、審議内容を議事録に記載する。
- 取締役会に対して、監査役会の決定内容を通知し、会計監査人の選任を株主総会の目的としない旨を付記する（会社法第344条）。

第3 不再任に関する手続

- 経営執行部門と十分な意見交換を行い、会計監査人に対して不再任とする理由を明らかにし、会計監査人の意見を聞いて監査役会が最終的に判断する。
なお、会計監査人を不再任とする議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類に、次の事項を記載しなければならない（会社法施行規則第81条）。
 - 一、会計監査人の氏名又は名称
 - 二、監査役等が議案の内容を決定した理由
 - 三、会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

《 選任する場合 》

第1 事前の情報収集並びに分析・意見交換

1 会計監査人の選任に関する情報収集・分析

- 下記事項について経営執行部門から情報の提供を受けて意見交換を行い、会計監査人から説明を受ける。(～5月上旬)

※定時株主総会の選任議案を決定する取締役会の日程を考慮した上で実施する必要がある。

- ・ 監査法人の概要
- ・ 欠格事由の有無
- ・ 会計監査人の独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）
- ・ 監査法人における社員のローテーションや交代時の引継ぎ等の体制
- ・ 監査法人の内部管理体制
- ・ 監査報酬の水準、及び非監査報酬がある場合はその内容・水準（なお、報酬額は新規会計監査人の選定に密接な関係がある一方、報酬額の決定権は取締役会（経営執行部門）にある。したがって、新規会計監査人候補との交渉に際しては報酬額も決定できるよう取締役会（経営執行部門）との連携を密にする必要がある）

2 会計監査人の引継ぎ

- 新旧の会計監査人の引継ぎ状況について確認し、必要に応じて引継ぎが十分に行われるように要請する⁹。

第2 不再任議案及び選任議案の提出

監査役会による不再任議案及び選任議案の提出（～5月中旬）

- 監査役会で決議した後、取締役会に会計監査人の不再任議案及び選任議案を提出する（会社法第344条）。

第3 選任議案の提出後の手続

(1) 株主総会における選任決議（6月中旬～月末）

- ① 取締役会において、現在の会計監査人の不再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が株主総会に提出する議案として適正に決議されることを確認する。
- ② 株主総会参考書類に、必要な記載事項が適正に記載されているか確認する（会社法施行規則第77条、第81条）。

⁹ 「会計監査人との連携に関する実務指針」第5（1）②前任監査人との引継状況及び③監査役等と前任監査人との連携状況（24頁）

会計監査人候補者とした理由、解任及び不再任の議案内容を決定した理由は、監査役等が検討のプロセス及び検討にあたり考慮した上記第1の1に列挙された事項等についての判断結果を踏まえて記載内容を作成し、経営執行部門を通じて、株主総会参考書類に記載される。

- ③ 株主総会において、現在の会計監査人の不再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が適正に決議されることを確認する。

(2) 選任後の手続（6月中旬～月末）

- ① 新たな会計監査人（監査法人）が選任された後、すみやかに、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者が選定され、会社に通知されていることを経営執行部門に確認する（会社法第337条第2項）。
- ② 監査法人の氏名又は名称が、再任又は新たに選任後2週間以内に会社の本店所在地に登録されたことについて経営執行部門から報告を受ける（会社法第911条第3項第19号）。

以上

会計委員会 委員

(敬称略)

委員長	三好 崇司	(株)日立製作所 取締役監査委員長
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
委員	麻野 浅一	協立運輸倉庫(株) 監査役
委員	中津川 昌樹	トヨタ自動車(株) 常勤監査役
委員	村上 元則	三井物産(株) 常勤監査役
委員	古田 芳浩	パナソニック(株) 常任監査役
委員	木下 秀明	東洋エンジニアリング(株) 常勤監査役
委員	佐野 光生	ソフトバンク(株) 常勤監査役
委員	増山 洋一	(株)北海道ジェイ・アール商事 監査役
委員	黒川 康	JFEホールディングス(株) 常勤監査役
委員	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局補佐	岩崎 淳	公認会計士・税理士・不動産鑑定士
事務局	佐藤 秀和	(公社)日本監査役協会
事務局	中村 光宏	(公社)日本監査役協会

公益社団法人 日本監査役協会
Japan Audit & Supervisory Board Members Association
<http://www.kansa.or.jp>

本 部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1
丸の内中央ビル 13 階
電話 03 (5219) 6100 (代)

関西支部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16
アクア堂島西館 15 階
電話 06 (6345) 1631 (代)

中部支部 〒460-0008 名古屋市中区榮 2-1-1
日土地名古屋ビル 9 階
電話 052 (204) 2131 (代)

九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-1-23
サニックス博多ビル 4 階
電話 092 (433) 3627 (代)